

令和元年第5回弥彦村議会（9月）定例会

議事日程（第4号）

令和元年9月13日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第44号 平成30年度弥彦村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 議案第45号 平成30年度弥彦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 議案第46号 平成30年度弥彦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4 議案第47号 平成30年度弥彦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 議案第48号 平成30年度弥彦村競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 議案第49号 平成30年度弥彦村温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7 議案第50号 平成30年度弥彦村水道事業会計決算認定について
日程第 8 議案第51号 平成30年度弥彦村下水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	渡邊 富之 さん	2番	古川 七郎 さん
3番	那須 裕美子 さん	4番	丸山 浩 さん
5番	板倉 恵一 さん	6番	柏木 文男 さん
7番	小熊 正 さん	8番	武石 雅之 さん
9番	本多 隆峰 さん	10番	安達 丈夫 さん

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林 豊彦 さん	教育長	林 順一 さん
政策 統括官	山岸 喜一 さん	総務課長	志田 馨 さん
税務課長	小森 順一 さん	住民課長	伊藤 和恵 さん
福祉保健 課長	小林 健仁 さん	農業振興 課長	丸山 栄一 さん
観光商工 課長	高橋 信弘 さん	建設企業 課長	小林 栄一 さん

教育課長	富	田	憲	さん	計	石	塚	豊	さん		
公営競技 事務所長	斎	藤	雄	希	さん	代	小	田	茂	達	さん
						監					

職務のため出席した者の職氏名

議会事務 局長	笹	岡	正	夫	書	記	春	日	史	子
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） おはようございます。

ただいまから、令和元年第5回弥彦村議会9月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎議案第44号～議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 日程第1、議案第44号 平成30年度弥彦村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第8、議案第51号 平成30年度弥彦村下水道事業会計決算認定についてまでの決算8案件を一括して議題といたします。

以上、8案件につきましては、去る9月6日に提案説明及び監査委員からの審査意見がなされておりますので、これより審議に入ります。

なお、決算8案件の審議につきましては、各会計ごとに区切って質疑を行い、その後に討論、採決の順で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

最初に、議案第44号 一般会計歳入歳出決算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

本多議員。

○9番（本多隆峰さん） 先般、小田代表監査より、弥彦村の決算審査において、特に財政状況についてとふるさと納税について、そして入札の適正化について、3点のご講評といたしますか、ご意見が示されたと思います。

その中で、特に入札関連について、村長に2点ほどお伺いしたいのでありますけれども、第1点は、入札方式についてであります。弥彦村は、指名競争入札の割合が高く、公共入札の適正化からして、一般競争入札の割合を高めていくべきではないかという、監査委員さんのご指摘であったかと思えます。入札の透明性、また公正性、談合とかその不正の防止、また、適正な施工確保がなされるように、地方自治法においても一般競争入札が原則となっている、傾向であるというお話だったと思う訳ですけれども、これらのご意見について、今後の入札方式をどのようにされて、また、どのように考えていかれたのか、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 答弁を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 本多議員のご質問にお答えいたします。

平成27年に、私、村長に就任しましたときに、まずやりたかった、やらなければならなかったと思うことは、今言った入札制度の改変であります。

うちの担当職員に、弥彦村の入札制度は公明であるかどうかということについて、今の自分たちの入札制度が果たしてこのままでいいのかということで、三条市に聞きにいかせると、三条市もかなり公明な入札制度をやっておられるという話を聞いておりましたから、三条の國定市長に、私も入札制度詳しくは知らないのですが、これをやるためにはいろいろ知識も経験も必要なものですから、うちの職員が行くんでお聞かせ願いたいということで、勉強に行ってもらいました。

その結果を聞きまして、当初は完全な一般競争入札にしようということでやっておりましたけれども、それはそれによってまた弊害があるということがわかりまして、その後は大体制限つき一般競争入札になってきたと思います。

ただ、途中で私わかったんですけども、入札制度の公正・公明、これは大事です。談合は言語道断ですから。そういうことでいろんな事件もありましたし、訴訟問題もありました。今の時点においては、談合はなくなったというふうに、私思っております。

指名競争入札の中で、まだ1円までぴったりした落札もありますけれども、今の制度においては、かなりそういった制度は計算するやり方を業者の皆さんが勉強されていて、理論的には100%もあり得るということで、非常に近い部分はあります。いろんな私のところにそういう落札の案件があったときには苦情とか批判も出てきます。あれはどこから情報が漏れているんじゃないかということも、頻りに私のところに直接電話をいただいておりますけれども、ただそれはないというふうに信じておまして、それだけ皆さんがよくなっている。

例えば、新潟市の場合は、小さいのについてはくじ引きか何かでやっているということも聞きました。なぜくじ引きをやるかというのは、これはこのお話がそのまま同じ流れの中でお話することになると思いますけれども、村長をやっていると、一番大事なのは、国から助成金をもらったり、あるいは補助金をもらってやる大型案件、1億円以上については、これはできるだけ一般競争入札に近い形で、現実的には制限つき一般競争入札でやっていかなければいけない。

例えば、一般完全競争入札で東京の大手が物すごい価格で来たときに、最低制限価格ありますけれども、とられたときに弥彦村の業者の方どうなるのかということもありまして、制限つき一般競争入札の制限というのは地域、本社がどこにあるかということが重要な要件になってきますけれども、そのようにやらざるを得ない。ところが1億円以下なら、小さな村単独の事業であるならば、これは村内業者、建設業者の方を育てると、育成するという意味からも、ある程度指名競争入札も、これはやむを得ないというふうに思っています。

なぜそこまでやりますかという、雇用問題もありますけれども、一番の村内業者育成の最大の眼目は、災害があったとき、あるいは除雪のときに一番頼りになるのは村内の建設業者でいら

っしゃるんで、これは間違いないんで、この人たちがいなくなったときに、いざというときに一番最初に動いてくれるのは、ほかからお願いしなければということにならないように、村内業者皆さんについては、できるだけ、1億円以下ですけれども、もっと少ないものについては、単独の事業については、村内業者優先にやっつけようというふうに思っています。村内業者の中でも、特に一般社団法人、弥彦村の建設業協会に加盟するのを優先的にやろうということで、今お願いしてあります。

この方針については、この2期目についても同じような方向でやらせていただきたいというふうに、やろうと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 本多議員。

○9番（本多隆峰さん） そのようなお考えでおられるというのは承りました。

次に、入札参加の停止期間、または指名停止期間についてなんですけれども、これは今のところは村長の考え方で決めておられるのか、代表監査委員のお話ですと、審査機関をきちっと定めて、そこで協議、決定されるべきであるというようなお話であったような気がするんですけれども、その辺のところはどのようになっておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 今、指名停止期間は私が決めております。私が村長に就任したときに、指名調査機関というのはあるかどうか、私も引き継ぎを受けておりませんし、そういう覚悟がありますから、そこで決めてくださいという担当のほうからのあれもありません。それは首長がある程度決めるべきものだということだと思っておりますし、今のところはそのつもりで、代表監査委員からお話ありましたけれども、そういうことが必要であるならばやりますけれども、今のところ私そう思っておりませんので、今のままやらせていただきたいというふうに思います。

○議長（安達丈夫さん） 本多議員。

○9番（本多隆峰さん） 続きまして、この代表監査委員のお話の中で、もう一つは、訴訟で村長さんと訴訟問題が起きて、停止期間が終わったと、そういう方々に対しても公平性をもって指名業者に参加させてもいいもの、公平性のもとで参加もよろしいのではないかなというような、そこまで言ったらどうか、私も代表監査委員さんの一言一言メモしている訳じゃないんですけれども、今お聞きしたいのは、そういう問題のあった、村長さんにしてみれば問題のある業者だと思うんですけれども、そういう方々に対して、指名競争入札参加をさせてもよろしいんじゃないかなというご意見もあるんですが、その辺のところをどのようにお考えでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 本多議員のあれはよくわかります。今の指名停止している2者については、私は2期目の任期期間中ずっと指名停止を続けるつもりは全くありません。ある一定の期間が来たら、それは指名停止は解除するべきだというふうに思っています。

ただ、あの裁判訴訟を通じて、弥彦村の村税325万円ぐらいかな、あれを無駄に使わせたというのは、私非常に思っておりまして、それならばもう少しペナルティーを科す必要があると、行

政に対する訴訟を起こすということは、それだけの覚悟がないと困るんで、勝手に密談を起こしていただいてもいいですけども、そういうものではないでしょうと。はっきりした証拠があれば別ですけども、そうではない。しかも談合の疑惑について、ないというふうに主張されたので、それなら徹底的に戦いましょうということで、これはやりまして、裁判所は、私のこちら、談合があったというふうに認めていただいたものですから、いずれはだけれども、それで終わったと思います。ただし、今のような、その後の状況を見ていますと、じゃあ私が解除しましょうというふうな雰囲気というか、後の事情はなっておりません、はっきりと。それは本多議員がよくご存じだと思いますけれども、そういう妥協というか、お互いの歩み寄るといふところは今全くないものですから、私としては、あと4年間やるつもりはありませんけれども、今しばらくは続けたいというふうに思っています。

○議長（安達丈夫さん） 本多議員。

○9番（本多隆峰さん） ご意見お伺いしました。

代表監査委員さんのご指摘と、私の受け取った内容がちょっと違ったかもしれませんが、その辺のところはご容赦願いたいと思います。

最後の要望なんでございますけれども、2者も訴訟自体も、私の考えでは、裁判所は裁判の内容に適さないという、門前払いを食らわせたような、そういう判決ではなかったかと思う訳です。それは、それぞれの考え方がありましようけれども、いずれにしても指名停止期間は終わった訳ですし、できるだけ早い段階で皆さんと同じ、ましてやその法人税等も村に、住民税等も皆さん納めている訳ですから、そういった納税者であるという立場もありますので、そういったことから前へ進むような形で、ひとつご配慮願いたいと要望して、質問を終わります。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 答弁はいらないですか。

○9番（本多隆峰さん） いいです。

○議長（安達丈夫さん） ほかにご質疑はありませんか。

柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 私は意見書のほうからちょっと質問をしていきたいと思っております。

意見書の5ページで、収入未済額の固定資産税が前年に比べて720万円ほど多くなっております。その中身を是非知りたいと思っております。やはり村税の大事な税金でございますので、それが未納になっているのがどういう現状なのか、その中身をお願いしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 税務課長。

○税務課長（小森順一さん） 柏木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

大きなものと個々の金額については省略させていただきたいと思いますけれども、業種でいいますと、旅館が3件、うち1件については既に廃業されておるところでございます。それからその次に大きなところといいますと、上泉地区にございます博物館類似施設がございます。これで大体今回合わせますと800万円弱ぐらいになろうかということで、年間の滞納額の約8割弱ぐら

いがその施設で占められているということでご理解願いたいと思います。

それから、滞納額がふえていることに関しましては、やはりこちらも滞納整理等の努力は続けておりますけれども、残念ながらお約束していただいて、納めていただく税額が、固定だけじゃなくてほかの税金も発生しておりますが、そちのほうも合わせた中で追いついていかないというのが現状でございます。よろしく申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 聞いていますと、法人格の人が多かったと。個人的には非常に少ないけれども、やはり大きいのは倒産なり廃業してしまうと、720万円も大きな金額になるということ、わかりました。

収入未済額はどうしてもふえると、最終的に不納欠損になる確率も非常に多くなりますので、是非、地方税の徴収機構と協力しながら徴収をお願いをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

よろしいでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 主要施策の14ページなんですけれども、療育医療費助成事業で、14ページです。昨年は1件の助成でしたけれども、今回は12件の助成が出てきております。新生児が2,000g以下云々というふうに書かれておりますが、12倍の助成があるということは、何かその中で原因があったのか、そういうところがわかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 住民課長。

○住民課長（伊藤和恵さん） 今ほどの柏木議員のご質問にお答えします。

こちらのほう12件ということを表示させていただいておりますが、一月1件ということ、実質お2人、昨年度はお1人の方が対象でありましたけれども、2年前ですね、30年度はお2人の方が対象となっております。

今回の未熟児の方で長期入院がございまして、費用が重なったものでございます。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 件数だけ見てびっくりしてしまったということがありますが、実質的にはお2人の方という形がわかりました。

続きまして、私またずっと三、四件ほどありますので、よろしいでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） はい。

○6番（柏木文男さん） 私がいっぱいしゃべると次の人がというのが心配なんです、よろしいですか。

○議長（安達丈夫さん） 心配しないで質問してください。

○6番（柏木文男さん） 30ページなんですけれども、ごみ処理の実績で、前年並みでほとんどきているんですけども、1カ所だけ非常に多かった、約倍になっているところがありました。それは、ペットボトルで186%というのがありまして、ほかのところは減量なり横ばいできている

んですけれども、ペットボトルがなぜ処理実績でこれだけ多くなったか、いろいろな事業をやったためにこうなったのか、中身がわかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 建設企業課長。

○建設企業課長（小林栄一さん） お答え申し上げます。

ペットボトルの増量につきましては、私ども原因を調べたんですけれども、特にこれといった原因はございません。ただし、皆さんご存じのとおり、昨年から、昨年は4月から10月ぐらいまで、大分例年より気温が高い状況が続きました。それで、この間やっぱりペットボトルの資源回収量もふえております。この状況は、私ども弥彦村だけではなくて、近隣市町村も同様ということでございますので、気温の上昇により、やっぱり飲む量がふえると、それに伴って資源回収量がふえたということだと考えております。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 世界的にペットボトルが海に流れて、海洋汚染が進んでいるということが言われています。そして、やはりそれを気をつけることにおいて、住民が意識が出てきたかというふうに私は考えてみたりしていますし、今後とも、また、食品ロスの問題もありますので、是非またPRをしていただいて、ごみ処理の方法もまた減ると思いますので、また、ほかの課と連携をしてみたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、また課長のところなんですけれども、31ページなんです。

そこで、し尿処理の関係で、し尿処理の投入実績を見ました。弥彦村は、普及率100%、家庭のところでは85%ぐらいだったでしょうかね。普及をしておりますが、し尿の処理を見ますと、水洗化が進んでいるのに、普通であれば投入量が減少するはずなんです、し尿処理が。ところが30年度を見ますと、前年に比べて106.3%の伸びになっております。この原因は何かという中でご質問をしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 建設企業課長。

○建設企業課長（小林栄一さん） ご質問にお答えいたします。

平成30年度中に下水道の計画区域外において、新たに法人2社が合併浄化槽を設置したことによるものと考えております。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） わかりました。普通であれば区域外のところに大きな合併浄化槽を設置したという中で、このような結果という話がありました。これからは、やはり区域外のところも住宅が建ったりしますので、こういうことも出てくるということも想定される訳です。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、35ページなんですけれども、保育園の一時預かりの事業で、延べ利用者数が84人、前年度が309人なんです、総トータルで。弥彦保育園が41名、前年度が103人、二松保育園が18人で前年度が30人、ひかり保育園25人が前年度が176人と、利用率からすると27.18%、39.80%、60%、14.20%と非常に利用率が低くなっております。

病気もしくはけが等で健やかに育っていることを願っている訳ですけれども、なぜこれだけ一時保育の利用が少なくなったか、その原因をお聞きしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 教育課長。

○教育課長（富田 憲さん） ただいまのご質問にお答えいたします。

一時預かり事業の園児数が減っておる件につきまして、大きく減っておるのが、弥彦保育園で62人の減、あと、ひかり保育園が151人の減となっておりますが、この内訳としまして、弥彦保育園につきましては、29年度に一時保育を利用していた子が、30年度になりましたら正式に保育園に入園をしまして、一時保育から入園に変わりましたので、その分が減っております。

また、ひかり保育園なんですが、1人は29年度に一時保育を利用していた子が、平成30年度には卒園をいたしまして、学校のほうに進学をいたしましたので、その1人が減っておりますのと、もう1人が、こちら平成29年度一時保育を利用していた子が、平成30年度には正式に保育園に入園をいたしましたので、一時預かりではなくて、正式に入園のほうに移行したということで、これだけの利用者数の減となっております。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 弥彦の場合は、保育所を見ていると、完全保育で全員入園できるというような状態でありますので、わかりました。

やはりこれからもまだまだ小さいお子様がおりますので、是非一時保育も力を入れてもらいまして、今後保育園に入る段階の手続きをとってもらいたいと思っております。よろしく願います。

もう一つなんですけれども、数年前から燕市内で、燕・弥彦病児・病後児保育事業負担金を支払っております。見ていると、保健福祉か、また教育委員会かわかりませんが、施策報告の中で実績が載っていないというのが見受けられますので、その中身、どういう病気でどのような形の中で、何人利用したのか、それをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 教育課長。

○教育課長（富田 憲さん） ただいまのご質問の件でございますが、病児・病後児保育事業としまして、お子さんが病気や病気の回復期にある小学生以下の児童であって、集団生活が困難で、かつ保護者の事情で家庭での保育が困難な場合に、専門の施設、うちでいいますとあおぞらさんということになるんですが、そちらの施設で一時的にお預かりする事業でございます。

平成30年度の実績といたしましては、延べ利用者数が113人、月平均にしますと9.4人が利用しております。また、こちらは事前に登録が必要でありまして、平成30年度登録児童数は206人となっております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 月9.4人が利用しているという形になると、やはり相当の状況、病気で、また虚弱な人もいると思いますし、是非、来年度は今度は施策のところに載せていただければ、

このような質問をいたしませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安達丈夫さん） ほかに質疑ありませんか。

板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 報告書の7ページなんですが、その中の防犯カメラの設置についてであります。

昨年、教育長の林さんともお話をさせていただいたんですが、昨年、地域に、その地域で農業をしている方からの話があって、というのは、午後3時半ごろ、小学生の4、5年生が、女の子なんですが、一人で旧新潟交通の脇からずっと通って上泉のほうに歩いているというような話で、それが一日二日続いたんですけれども、そういう中では、あそこちょうど脇道が森になっているもんですから、それでちょっと危ないんじゃないかということで、農作業をしている方からの連絡をもらって、教育委員会とも相談したんですが、とりあえずは何もなかったのものでそのままになっていたんですが、その後パトカーなんかも巡回コースの中に入っているみたいなんですが、それで、今、弥彦村の中で防犯カメラが6カ所、計8台とあるんですが、そういう中では、あそここの部分、あそこから泉を通っていくのが一番近いみたいなんですけれども、その辺で防犯カメラの設置をお願いしたいというのと、あわせてやはり防犯灯も必要ではないのかなというように感じますが、その辺でできましたら検討をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。あとについては、また後で。

〔発言する人あり〕

○5番（板倉恵一さん） どちらでもよろしいです。ご回答いただければ。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） お金の絡む話があるので、最初に私のほうから申し上げます。

私としては、平成30年度で、まず第1回つけまして、7カ所、8カメラですかね。これはそのときにも申し上げましたけれども、順次、毎年やっていきます。今年もこの間決裁しましたけれども、後でお答えいただけると思います。もう場所は決まりました。

この場所については、昨年の委員会で、そういう設置場所について候補が出たところと、それから新たに、私その施行の中でずっとやっております、そのときにどうしてもつけてほしいという強い要望のところを中心にやっていただいたんだと思います。

令和2年度以降についても、これは全部やれるところまでやろうと。それが終わった段階では、通学路ではなくて、弥彦の村内で一応肝心なところ、余り危険なところは全部防犯カメラをつけてしまおうというふうに思っています。弥彦村というのは、要するにそういう防犯の態勢とかカメラとかシステムはきちりして、弥彦村で犯罪を起したら必ず捕まっちゃうよという、そういう意識を皆さんに持っていただきたい、発信したい。そういう村ではありませんと、全員で監視していますよという意識を徹底してもらうためにも、防犯カメラはできれば村内全域に、必要な箇所には全部つけていきたいというふうに思っております。

カメラは、犯罪があったときに、事件・事故、犯罪があったときだけに調べますので、それ以外は一切回しませんので、録画を見ませんので、そういう意味ではプライバシーについても、そんなに皆さんの心配するようなことはないというふうに思っています。

○議長（安達丈夫さん） 教育長。

○教育長（林 順一さん） 通学路にかかわって防犯カメラで違う視点で話をさせていただきます。

今ご指摘のところについては、私の記憶では、いわゆる上泉の方面に行くというあの通学路にかかわっては、正式な通学路としてはしていないというのが現状で、その中で保護者の中から、複数であそこを通る場合は了解してほしいというふうにして学校に申し出があって、それでその方向で、今、子供の中に結構あそこを通る子供たちがいるというふうに認識しています。そういう中で、今、板倉議員ご指摘の、一人で行くということにかかわっては、やはりこれ非常に気がかりな点だなというふうに思っています。

そういう点で、学校でも一人でということについては、基本的には通らないという指導はされているというふうに聞いています。また、一人の通行については、これは村長のほうからも指摘があるんですけども、昨年、夏休み中含めて、全児童、下校のときにどういうふうな形で下校していますかと、特に集団で下校しているのか、それとも一人でいる区間があるかということ、全部調査したんですけども、やはり今ご指摘のお子さんだけではなく、ほかのところでも一人で行く区間が結構相当、あのときは調査では300m以上一人で歩くような機会というような指摘で調査をしたかと思うんですが、その点についてもこの子一人ではなくて、ほかにもいることもわかっています。

そういう点で、学校側でもまた改めて指導もしているところでもありますけれども、そういう点、その状況を踏まえながら、また、学校側とも改めて状況等について確認していきたいなというふうに思っています。

また一方、先般、第2回の通学路の安全を考える会というところでも、私のほうで最後一人で歩いているような状況がありましたら、是非また学校並びに教育委員会に、是非教えてほしいということも、各地域のセーフティ・スタッフの皆さんにお願いをしたところでもあります。そんなことで、教育委員会としても努めていきたいなというふうに思っています。

また、実は偶然にも今日、上泉の集落の方からお声がけいただいて、地域の見守り等について集落でそれを話題にするので、今日集落の会議があるので来てほしいということで、今日6時半から、またそういう会合があるんですが、そこに行って、今のことも恐らく話題になるかと思いますが、状況等また把握しながら、学校側と協議しながらいい方向、また進めていきたいなというふうに思っております。

防犯カメラについては、また順次、総務課のほうと連絡をとりながら進めていきたいなというふうに思っているところであります。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） あちこちでお子さんが、やはり被害に遭っているというようなところも

あります。事件があつてから、被害に遭つてから、やはりいろいろなことを対策するのではなくして、考えられることは事前に、これからも行ってほしいというふうに思います。

それから、もう一つあります。

同じく19ページで、敬老会の執行事業であります。

今年も9月25、26、27日と3日間に分けて、観山荘で敬老会が挙行されますが、その中でいろいろな方から話は聞くんですが、できれば一本化にしてほしいという話は前から聞いておりました。ただ、場所的に、それからエアコンの関係等もありまして、ちょっとあれしていたんですが、今回、農業改善センターにエアコンが入ることになりました。それで、9月25、26、そのあたりは、今年はまだめなんです、これからのことを考えていただきたいんですけども、一本化で農業改善センターで全員が入られる、それもなかなか年をとってこられると足腰が弱くなるという部分では、やはりテーブルの椅子がいいのではないのかなというふうに思われますが、それとあわせて催し物も3日間に分けて業者の方を呼んでいるという部分では、経費もそれから職員も3日間出るといふ部分では、大分大変ではないのかなと。ただ、農業改善センターで1回でやった場合の経費と、それから3日間で分けてやったときの経費はどのぐらいかかるか、どのぐらいの差額が出るのかわかりませんが、その辺で、もしできましたら1回で行われないものかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） お答えいたします。

今、板倉議員おっしゃったとおりなんで、私ども、冷暖房設備できましたものですから、課長に今投げています。できるかどうかというのを後で課長からちょっと説明してもらいます。

○議長（安達丈夫さん） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小林健仁さん） 今ほどご質問がありました敬老会ですけれども、報告にも書いてございますが、昨年度につきましては281人、前年度、29年度につきましては293人ということで、今300人を切っている状態であります。

それで、1回でということではありますが、改善センターのアリーナを使ってやる場合ですと、まず、今、観山荘では大広間に座布団を敷いて、そこでやっていたという訳ですけれども、改善センターでやった場合ですと、座布団を置きますと大体288くらい、観山荘でやっている場合と同じような間隔で敷きますと、そのくらいの座布団が入る訳ですけれども、恐らく可能ではないかとは思いますが。ただ、テーブル等を置きますと、またその分も引かれますので、そうするとちょっと狭く、大分狭くなるかなと思っております。

また、座布団ですとかテーブルも用意することになりますと、現在座布団だけでは、座布団を集めたとしても100程度で、あとテーブル、座卓等につきましても準備が必要になってくるかと思っておりますので、その分の費用がかかるかと思っております。あとは、バスを何往復かしなければ、今、出しているバスに全部乗せるということになりますと、何往復かしなければいけないかなと思っております。あと、ステージでのイベントといいますか、ゲストを呼んでのステージになりますと、

1日だけになりますので、その分は3日間ではないですので減るかなと思っております。

その辺をまた今後どうしたらいいか、検討を来年度までに、予算要求までに検討させていただきたいと思っております。なるべく1回でできれば、私もいいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） できればそのような一本化ができるような形で、また検討していただきたいというふうに思います。

すみません、もう一つあります。

同じく10ページなんですけど、災害対策についてであります。

災害対策については、ここに書いてあるように、目的は、防災訓練を行うことによって、村民の防災意識の向上と職員の防災対応能力の向上というふうな目的があります。そういう中では、それぞれの各地区で防災をやった、実施をしたというところが7地区でありました。

これも、私から見ると、確かにそれぞれの地域が率先して防災意識の向上のためにやったというのもいいんですけども、その中で、これだけしかないといいますか、あとほかの地区は何をしているのかという部分では、役場のほうもそれぞれな指導はしていると思うんですが、ただやっただけというだけで、かけ声だけでは各地区はどういうふうにやったらいいのかという部分の、各区長の方の話も聞いております。

そういう部分では、やはり村と一緒にあって、時間がかかるかしれませんが、地域と一緒にあってやはりやるぐらいの心構えじゃないと、なかなか弥彦は安全だという皆さん認識がありますので、そういう部分では村の取り組みももう少し、もう一歩前に出た取り組みをしていただけるとありがたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） お答えします。

議会で最初に本会議が始まる前にお時間をいただいて、この9月1日から着任していただきました防災管理官、増田さん、そういった災害関係の対処をするには、非常に経験も知識もございまして、是非、その方から中心になって、今、議員がおっしゃったような態勢づくりを進めていってもらいたいというふうに思っておりますし、そういうふうをお願いしてあります。そのために5年間、とりあえず弥彦村に着任していただきましたので、大いに期待するところでありますけれども、今、議員おっしゃったように、増田さんが言ったから、防災管理官ができたから、その人に全部投げおけばいいというものでは絶対ないので、一緒になって皆さんと協力しながら、今おっしゃったような態勢づくりをしていきたいと思っております。

今度の台風で千葉県を中心に、いまだかつて、まだ大停電が続いています。千葉市に台風が上陸するというのは、私のこの74年間の中では初めてのことだと思います。千葉市に直接大型台風が上陸するのは。そういう事態は今までなかったんですけども、これからどういう事態が起こるか全くわかりませんので、どんな事態が起こっても、今、議員が言われたように、犠牲者が出

ないような態勢づくりを何としても早く皆さんと一緒につくっていただきたいと思いますし、そのための増田防災管理官というふうに認識しております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 今ほども言われましたが、増田さんに任せるだけではなくして、やはり村のほうも一緒になってやっていくと、あわせながら、やはり今ほども言いましたが、ほかの地区も何も全然していない、あれは役場に任せてあればいいんだというような声も聞いております。そういう中では、やはり村もいつになって、特に今はいつ何が来るかわからないというような状況もあります。そういう部分では、是非増田さんにも、またいろいろな部分で応援するかもしれませんが、また、その節はよろしくお願ひしたいということで、質問を終わります。

○議長（安達丈夫さん） ほかに質問はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

[発言する人あり]

○議長（安達丈夫さん） ありますか。

古川議員。

○2番（古川七郎さん） 先ほど、裁判の件でお話を承りました。

○議長（安達丈夫さん） マイクを向けていただけますか。

○2番（古川七郎さん） すみません。裁判の件で承ったんですけれども、私知るところの何人かは、こういう相談を承っております。

裁判費用は、私はそういうことは全く無頓着で知識もございません。わからないんですけれども、勝ったとか負けたとあることかどうか知らないけれども、負けたほうが大体お払いするのか、その辺がちょっとわからないので、村としては勝訴した訳ですから、裁判費用は誰が払うのかということ、村民の方から何人か私は質問を受けていますので、その辺を村長さんに教えてもらいたいです。

また、この間やった裁判に対してどうなっているのかということも、そのお金はどこから出て、どうなったかということ、私には聞きたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 古川議員、ただいま決算についての質問でございますが、一般質問のような感じがいたしますが。

○2番（古川七郎さん） そうなんですけれども、今、隆峰議員から、たまたまお話があったんで、それに対して質問したんですけれども、それはなければならぬことにしておきます。

○議長（安達丈夫さん） 一応質問があったんですけれども、答弁できる方はいますか。

統括官。

○政策統括官（山岸喜一さん） 古川議員のご質問にお答えいたしますけれども、最初に、平成28年ですか、裁判になったときですので、実はそのときに補正予算を組みまして、一審が終わるまで

の裁判の費用、弁護士に支払う分につきましては、その当時の議会で補正予算で認めていただきまして、ちょっと金額は手元に数字はありませんが、お支払いをしてあります。弁護士のほうにも。

今回、昨年一審が終わった段階で、更に裁判費用ということで、決算書の47ページになりますが、行政法務委託料というのがございます。これは通常のいろんなことに対して弁護士さんに相談をしたりしている部分がございますので、それがたしか70万円ほどだったと思います。それに決算額118万円ですので、プラス40万円ほどかかっていますが、その差額の40万円ほどが、結審したときの裁判の費用ということで、弁護士さんのほうから請求があったものでございます。

よく裁判終わりますと、敗訴したほうが払うんだというような話を聞きますが、そういった経費にきましては、法廷的にかかった費用だけということになりますので、裁判に関する印紙代ですとか、そういったものだけは相手方が支払うということになっておりますので、決算的にはそうということで、一般会計から支払いをしております。

○議長（安達丈夫さん） 古川さん、何かご質問は。

○2番（古川七郎さん） わかりました。

○議長（安達丈夫さん） 一応質問の形式としては、決算書に基づいて、例えば現在の場合は、行政法務委託料というような形で質問していただけるとスムーズにいかれると思います。よろしくお願いたします。

○2番（古川七郎さん） 申し訳ございません。すみませんでした。

○議長（安達丈夫さん） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 施策の7ページ、お願いしたいと思います。

国民健康保険税の納期が12期から9期に3期減少しております。そして、それに伴う訳じゃないかもしれないんですけども、収入未済額がふえております。やはり12期が9期になったというので、その影響が私出たかなというふうに感じとられますが、ほかの市町村もやっぱりこの期別が12期から9期になったということで理解してよろしいんでしょうか。弥彦村だけそれを行ったという形じゃなくして、あくまでも全国的という形で捉えてよろしいんですか。

○議長（安達丈夫さん） 税務課長。

○税務課長（小森順一さん） 12期から9期に変えたのは、新潟県のほうに今度一括して事務を進めるというために、県内の全部の市町村が12期のものは9期にするという形で進めております。

もう1点が、今までは前半の3カ月につきましては、前年度の納付税に基づきまして、仮算定

という形でやっておりました。そうしますと、6月にまた本算定をするときに、いろんな変更が出てきたりして、それが煩雑な部分もありましたので、今回、事務を新潟県全体で一本化するという中で、県内の全ての市町村が12期から9期に変えたということでございます。

なお、その対応の件で申しますと、その要因もやはりあるのかなというふうに思います。毎月12カ月、月々納めておったものが、3カ月間が納税しなくていいよということで、また、例年よりも額の大きいものが12でなくて9で割られているということになりますと、ちょっと額も大きくなってしまいますので、その辺も要因の一つであろうというふうに認識しております。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 3期減少したという中で、やはり住民のほうからそういう質問とか、それはございましたか。

○議長（安達丈夫さん） 税務課長。

○税務課長（小森順一さん） 質問というよりも、4月になりましたら、昨年からなんですけれども、国保の通知書が来ていないというようなお問い合わせはありましたけれども、額が大きくなった云々については、こういうことですかということでお話をさせていただいて、ご理解いただいているというふうに認識はしております。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） もう一つお願いがあります。

保険税を未納する方があると思うんですけれども、保険証を普通であれば1年間の交付の中で行われておりますが、未納の人についてはどのような形の中で処理をしているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 住民課長。

○住民課長（伊藤和恵さん） 柏木議員の質問にお答えします。

弥彦村国民健康保険短期証と資格者証の交付事務の取扱要綱に基づきまして、税務課のほうと一緒に審査会を開催しております。この8月1日の保険証切りかえ時における交付における審査を行っております。短期証により納税を促すとか、そういったものをお話し合いにより、交付世帯数や枚数を決定させていただいております。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 前年度からの未納の人もいますし、今年度からなる人もいると思うんですけれども、その金額とか納期の段階で、やはり保険証の出し方というのは違ってくる訳ですか。それとも一緒、未納の人の強弱じゃなくして、一律というふうに分けてはいない訳でしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 税務課長。

○税務課長（小森順一さん） 短期証につきましては、6カ月、3カ月、2カ月、1カ月、それから資格証というふうに分かれております。

基本的には、1年間未納があった場合は短期証を出すというふうに考えておまして、6月から1カ月までというのの差につきましては、本人納税に対するお約束がきちんと守られている

かとか、せっかく約束して、毎月幾らずつというような、本来分納という形ではないんですけれども、そういう納税誓約していただいた方が守れないような状態が続くと、やはりその期間を短くせざるを得ないかなというふうに思っております。

それから、資格証につきましては、今のところこれは全額本人が一旦医療機関で払って、それを役場のほうに請求して7割返すというような形になりますが、資格証に関しては、今のところ、今の時点では発行はしておりません。

ですから、本人の納税に対する状態を見ながら、1カ月から6カ月までの短期証を発行しておるといような状況でございます。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） 資格証並びに1カ月から6カ月の保険証という話を聞きました。

相談の中で、国保税を滞納する方、この交付証の対象者数というのは何人ぐらいおりますでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 住民課長。

○住民課長（伊藤和恵さん） 対象者でございますけれども、49人の方で31世帯に交付しております。

○議長（安達丈夫さん） 柏木議員。

○6番（柏木文男さん） この49人云々というのが多いのか少ないか、私ちょっとわかりませんが、やはり税金を納めてもらうことによって一番だと思っておりますので、未納者に対して徴収をしていただいて、是非完納できるような体制づくりをしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（安達丈夫さん） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、国民健康保険特別会計決算に対する質疑を終わります。

次に、議案第46号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算に対する質疑を終わります。

次に、議案第47号 介護保険特別会計歳入歳出決算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

渡邊議員。

○1番（渡邊富之さん） 私のほうから、介護保険の特別会計について質問させていただきたいと思っております。

資料によりますと、意見書の9ページのところの一番上に大きな表がございまして、概要ということで総括がございまして。ここの中での収入総額、支出ともに非常に大きな、8億円あるいは9億円になんなんとすると、非常に大きな額ですので、この辺非常に村の場合大きな比率を占めているということで、ちょっと私も関心を持っておりました。

私の介護保険の認識なんです、制度設計上は、やはり45歳以上でしょうか、第1号被保険者がひとつ対象になっているということで、あと、住民税の納付額によって、所得に応ずる訳ですが、料率というのは変わってまいるかと思うんですが、その辺については70歳以上は23%でしたか、それ以下の方については27%でトータル50%、半額ですね、全体における。残りの50%については公的に負担するという認識でおります。

そういう面で収入のほうは、やはり9億円になんなんとするというので、30年度予算が組まれておりました。支出のほうはと見ますと8億2,600万円ということで、プラマイですと約2,000万円ほどの増額ということで、支出のほうが若干下回っているということであります。

そういう面では、私の質問になりますけれども、支出ということは、前年度から比べますとやっぱりふえていますから、2,000万円ほど、この差額が2,000万円ですね。ということで、やはり介護保険の対象の方が前年度よりもふえているということの認識だと思うんですが、やはり段々年齢を重ねてきたということでしょうか。

あともう一つ、収入のほうも全体の額としては絶対値ふえております。そういう面では黒字基調でともにおりますから、それはそれで乖離が大きくなる範囲においては結構なことだと思いますけれども、やはり負担のほうにふえてあるといったことで、私の認識ではそのようになっておりますが、その辺実態はどのような介護のほうにふえているのかということが、おわかりになればお聞かせ願いたいなと思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 答弁を、福祉保健課長。

○福祉保健課長（小林健仁さん） 渡邊議員の質問にお答えします。

渡邊議員から質問をいただいた、どのような介護がふえているかということでしょうか。

○1番（渡邊富之さん） はい、そうですね。

○福祉保健課長（小林健仁さん） ちょっと今、詳しい資料が手元にはないので、後ほどどの部分がふえているかということをお示ししたいと思います。

○1番（渡邊富之さん） 結構でございます。よろしく申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） ほかに質疑ありませんか。

では、渡邊議員、後で報告をということですので、よろしく申し上げます。

介護保険特別会計、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、介護保険特別会計決算に対する質疑を終わります。

次に、議案第48号 競輪事業特別会計歳入歳出決算について、ご質疑があればこれを許します。
ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、競輪事業特別会計決算に対する質疑を終わります。

次に、議案第49号 温泉事業特別会計歳入歳出決算について、ご質疑があればこれを許します。
ご質疑はございませんか。

板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 温泉事業の関係なんですけど、今、おもてなし広場と、それから駅前広場の湯のわのところで足湯があります。それで、私が見る限りにおいては結構入っているかなというふうに思いますが、駅のほうの湯のわのほうは少し利用人数は落ちるのかなというふうに思いますが、その辺で利用者の人数は把握はされているんでしょうかね。

○議長（安達丈夫さん） 観光課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） 板倉議員の質問にお答えしたいと思います。

今、実際にですと、おもてなし広場の利用者数につきましては、入場者数につきましてはカウントしておりますけれども、足湯につかっている方とか、あと駅前の足湯につきましても、そこに人を張りつけておる訳ではありませんので、人数は把握してといいますか、カウントしていません。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） これもまた聞いた話で申し訳ないんですが、せっかくあるんだから、もっと使ったらどうだというような話も聞いております。

私もいろいろなところに行っては足湯は見ます。そういう部分ではいろいろな効能書きもあるところもありますが、できましたら、少なくともどのぐらいの人数が利用されているのかぐらいは、毎日でなくてもいいですから、ある程度の人数の把握はやはり必要なかなというふうに思います。

それとあわせて、足湯はここの中でもお湯の量がどのぐらい使っているかというので出ておりますが、そういう部分では、みみっちい話になるかもしれませんが、足湯の使用料というのはどちらが負担をしているんでしょうかね。

○議長（安達丈夫さん） 観光課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） 温泉使用料につきましては、観光課のほうでお支払いしております。

ページ数でいいますと、決算書の98、99ページ、公園管理費のところ温泉使用料、こちらが駅前の部分ですかね。同じく上段のほうに、上から2番目になりますか、こちらのほうがおもてなし広場になっております。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） これだけの量が使われているということになると、やはり何でも使っていないとは考えられませんが、少なくとも今ほど言ったように、どのぐらいの人数が使っていて、これだけの量があるよ、このぐらいの量はかかりますよというぐらいは、やはり把握は、私としては答えられるぐらいの把握はしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） 議員の質問にお答えいたします。

こちらかけ流しになっておりますので、利用人数によって金額が一応変動するものではないと理解しております。使用状況につきましては、今、観光協会のほうへ管理をお任せしておりますので、そちらのほうと協議いたしまして、何らかカウントできる対策のほうを模索していきたいと思えます。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 是非ともそのような形で把握はしていただきたいと思えます。

私もそのような話を聞かれば、そのような形で、また、説明もできますし、ほかから来ているお客さんにももったいないね、誰もいないのにねと言われたいような形は、やはりとりたいたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いします。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、温泉事業特別会計決算に対する質疑を終わります。

次に、議案第50号 水道事業会計決算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。水道事業会計決算。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、水道事業会計決算に対する質疑を終わります。

次に、議案第51号 下水道事業会計決算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、下水道事業会計決算に対する質疑を終わります。

以上をもちまして、平成30年度各会計決算8案件に対する質疑は全て終了いたしました。

先ほどの、保健課長ありますか。

では答弁願います。

○福祉保健課長（小林健仁さん） 先ほどの介護保険のほうで、サービスがどのくらい、給付費は主にどこが上がっているかということでございますけれども、まず、介護給付のサービスであり

ますが、訪問サービスのところで、居宅のサービスの中の、訪問介護というものがございしますが、訪問介護というところでヘルパーさんがご自宅のほうに訪問して、食事ですとか排せつですとか、そういったものの身体介護ですとか、あとは清掃、掃除、洗濯などの生活介助を行う部分、これが訪問介護になります。ホームヘルプサービスというものになりますが、そちらが実績が上がってございます。

それともう一つ、訪問看護というものがございしますが、これは看護師などが自宅のほうに訪問して、病状の観察や療養上のお世話をするというサービスになっております。こちらと比べると多くなってきております。

また、予防サービスになりますけれども、認知症の通所介護というもの、サービスがございしますが、これは認知症の高齢者がデイサービスのセンターに行きまして、入浴ですとか食事などの介護や機能訓練を受けるというサービスになっております。

こちらが主にふえているところでございます。

○議長（安達丈夫さん） 渡邊議員。

○1番（渡邊富之さん） 今のお答えに対しまして、もう一つ関連で質問なんですけど、主にこの費用というものは、いわゆる介護サービスの訪問介護ですね、これがふえているといったことでわかりますけれども、人件費が主な費用というふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小林健仁さん） 主には人件費になりますし、あと、介護給付の中では、食事とかそういったものもありますけれども、それは自己負担という部分もありますので、主なものとしては人件費が大きいと思います。

○1番（渡邊富之さん） ありがとうございます。

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、平成30年度各会計決算8案件に対する質疑は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま質疑が行われました8案件を、一般会計、特別会計、企業会計とそれぞれ3つに区分して採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませつかんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、3つに区分し、採決することに決定いたしました。

最初に、議案第44号 一般会計歳入歳出決算認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。ただいま審議しております平成30年度一般会計歳入歳出決算認定について、村長提案のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第44号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第45号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第6、議案第49号 温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの特別会計5案件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。ただいま審議しております平成30年度特別会計歳入歳出決算認定について、村長提案のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第45号から49号までの特別会計5案件は認定することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第50号 水道事業会計決算認定及び日程第8、議案第51号 下水道事業会計決算認定について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。ただいま審議しております平成30年度水道事業及び下水道事業歳入歳出決算認定について、村長提案のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 全員起立と認めます。

したがって、議案第50号及び51号は認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。ここで9月末で退任されます小田代表監査委員から発言の申し出がありますので、発言を許します。

小田監査委員、お願いいたします。

○代表監査委員（小田茂達さん） 私は、この9月末日をもって辞任いたします。こういう発言の機会を設けていただいたことに、まず感謝申し上げます。

着任が平成28年7月でしたので、弥彦村監査委員として3年と3カ月ご厄介になりました。監査委員としての任期4年を全うすることなく、任期途中で辞任することについてですが、実は3年前、受任した時点でそのことは覚悟しておりました。そのことを今さらながら思い返しております。

監査委員の基本となる任務は、毎月の例月出納検査と、本日も承認いただいておりますけれども、毎年の決算の監査でございますが、任期のスタートが7月ですと、決算資料ができ上がって

決算審査をするのが8月となります。ということは、監査委員として初めての決算審査は、着任して2カ月足らずの間で行うことになります。会計年度は直前3月末までの1年ですから、監査委員として在籍していない期間の監査を、着任後2カ月足らずで行い、意見を申し述べることになります。これでは、本当に監査するというには無理がございます。

私は、本来監査委員としての任期は、決算承認月の翌月、決算承認月は9月ですから、その翌月という10月、その10月から4年とすべきであると考えております。そうすれば新任の監査委員になられる方も、10月から翌年8月までの間に、実情を把握し決算審査を十分できることになります。ですから、議員の皆様方には、私が任期途中で辞任するということは、こういう理由があるということをご理解いただきたいと思っております。

この3年余りを振り返ってみますと、さまざまなことが思い出されます。おもてなし広場の開設、ミッドナイト競輪の開始、競輪場観覧席工事に踏み切ったことや個別外部監査の導入、さまざまございます。とりわけ個別外部監査については、3年前受任契約をしたときも、また、受任契約を結んだ後、前任監査委員との事務引き継ぎを行った訳なんですけれども、そのいずれのときにも個別外部監査請求案件等はございますかと、私のほうから質問した訳なんですけれども、その2回ともそのような案件は一切ないという回答を得ておりましたので、着任後1カ月余りで個別外部監査請求が村長から提出されると聞いたときは大変驚きました。いろいろなことがございましたが、今思い返すと、それも懐かしい思い出となりました。

私は公認会計士として監査をなりわいにしてまいりましたが、こういった行政においても監査委員による監査の役割、そしてその責任は重いものであると痛切に感じます。皆様方におかれましては、監査の結果を待って判断することも大切ですが、実態はどうであるのか、日ごろから関心を持ち、また、疑問な事柄や重要案件については、みずからが担当者にヒアリングするなり、資料を取り寄せるなりして実態を理解すること、その努力が大切であると思っております。

話は変わりますが、私は山歩きが趣味で、9月に入ってから既に2回ほど弥彦山に登っております。来年6月かそこら辺になると思うんですが、競輪場観覧席が完成しましたら、帰りにのぞいてみることを楽しみにしております。

最後になりましたが、皆様方のご健勝、それと弥彦村の弥栄を祈念申し上げ、お別れのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございました。

小田代表監査委員におかれましては、お話にありましたように、平成28年7月から3年3カ月の間、幅広い行政監査を丁寧に監査していただき、また、的確なご指摘並びにご指導いただきましたこと、大変感謝申し上げます。

私ごとになりますが、小田さんが代表監査委員に就任されたとき、私も議会選出の監査委員としてご一緒させていただきました。小田さんは丁寧に仕事をこなす傍ら、豊富な知識と経験で、優しく監査の方法などを教えていただきました。毎月の例月出納検査では、いつも感銘を受けていたことが思い出されます。

これからも、健康に留意され、更なるご活躍をご祈念申し上げます。本当にありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 本日は、これにて散会いたします。

次回は、9月20日午前10時から再開いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前11時27分)